

住宅の応急修理制度（災害救助法が適用された場合）

- 住宅が準半壊以上に被害認定され、修理期間（発災から6ヵ月間以内）以外は仮設住宅を利用しない場合、1世帯あたり71万7千円（準半壊は34万8千円）を限度に修理の補助が受けられます。（2024年8月現在）※全壊の場合、原則対象外ですが、応急修理を実施することで居住が可能になる場合は対象になります。
- 自宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理の補助が受けられます。
- 業者に費用を支払う前に市町村に申請します。制度対象になる業者か、事前に確認しましょう。工事費用は市町村が直接業者に支払います。
- 準半壊・半壊の場合は、自らの資力で応急修理をすることができないことを申請する必要があります。
- 賃貸住宅の場合は、まず家主（大家さん）に相談しましょう。

災害弔慰金・災害障害見舞金

- 災害により死亡した方のご遺族に対し「災害弔慰金」が、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方に「災害障害見舞金」が支払われます。
- 災害で直接亡くなった場合だけでなく、その後災害の影響で亡くなった「災害関連死」の場合も支払われます。
- 災害弔慰金は最大500万円（生計維持者以外の死亡の場合250万円）、災害障害見舞金は最大250万円（生計維持者以外の場合125万円）です。

義援金（全国からの寄付の配分）

- 義援金が集まった場合、自治体を通じて被災者や被災世帯などに配分され、現金（振込）で支払われます。
- 配分が決まるまで数ヵ月を要するため、災害直後に配分額はわかりません。

都道府県や市町村独自の支援金

- 都道府県や市町村が被災世帯への独自の支援金を交付することがあります。